

只今、議題となっております議案第2号陸前高田市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対しての修正案につきまして提案説明をいたします。

議案第2号は、当局の提案説明及び只今までの質疑から、平成21年度の人事院勧告を基に一般職の給与の改定を行うものであり、民間給与との格差等を勘案し、特に経済的に厳しい県内情勢を鑑み、岩手県人事委員会が県職員に対して行った勧告を採用しております。

期末・勤勉手当については昨今の経済事情からして妥当な勧告であり、本市の職員にも適用するといった考え方は取り入れるべきものと考えます。

しかし、月例給の引き下げについては人事院勧告が平均△0.2%の改定、岩手県では地域事情を考慮し、給料表自体は人事院が示した給料表の改定を行った上、さらに、給与構造改革による経過措置額の算定基礎となる額を引き下げることとし、人事院勧告より引き下げを行うこととしています。

本市の改定も、これに準じた改定を行うとして提案されていますが、本市では、行財政改革の一環として、現在職員給与の自主削減を行っております。本年度の削減率は、昨年度は4%、本年度は3%の削減であります。この数値は、人事院勧告並びに、岩手県人事委員会の勧告を上回った数値あり、実質として人事院勧告以上の引き下げを行っていることとなります。

本市の、月例給の引き下げは、条例の付則によって定めているものであり、その削減率と期間は、来年3月31日までとなっております。現在、先にも述べましたが、今般の人事院勧告を上回った削減をしていることから、本条例案の付則を改定し、給料表の適用時期を来年4月1日からの適用が最も妥当と考えることから、修正案の提案に至りました。

以上、提案理由の説明といたします。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。